

V. 障害福祉計画

(障害保健福祉サービスの計画的な整備手法の導入)

国 障害保健福祉サービスの基盤整備に関する基本指針

市町村 (市町村障害福祉計画)

- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

都道府県 (都道府県障害福祉計画)

- 区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- 各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数
- 施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項 等

国の障害保健福祉プラン

【参考】障害者基本法に規定する障害者計画の策定状況

障害者計画を策定している自治体数(平成16年3月末現在)

	都道府県		指定都市		市区町村
	基本計画	実施計画	基本計画	実施計画	
策 定 済	47 (100. 0%)	17 (36. 2%)	13 (100. 0%)	4 (30. 8%)	2, 700 (85. 9%)
うち数値目標 有り	47 (100. 0%)		13 (100. 0%)		974 (31. 0%)

出展:「障害者施策に関する計画の策定等の状況について」(内閣府)

注1 ()内は、対象自治体に対する割合

注2 数値目標については、全ての都道府県及び指定都市において基本計画又は実施計画のいずれかにおいて、何らかの数値目標が有るもの

I 基本的な考え方

- 障害者自立支援法（以下「新法」という）において、市町村は「市町村障害福祉計画」の策定、都道府県は「都道府県障害福祉計画」の策定を義務づけ。（施行は平成 18 年 10 月）

【主たる目的】

- (1) 障害福祉サービス等の必要量を的確に見込む
 - ⇒ ニーズに応じたサービスの必要量を的確に見込み、必要な費用を確保
- (2) 計画的な障害福祉サービス等の整備
 - ⇒ 必要量に応じた均衡あるサービス基盤の整備
- (3) 計画的な人材の養成
 - ⇒ 特に、ケアマネジメントの制度化に伴うケアマネジャーの養成

II 計画策定期間

- 3年間を1期とする計画。
- 新法に基づく新体系の事業が平成18年10月から施行されることから、第1期計画は、平成18年10月1日から平成19年4月1日までのいずれかを始期とし、平成21年3月31日までを計画期間とする暫定計画。(2年間から2年6か月間)
- 第1期計画は、平成18年度中に策定を完了。

III 障害福祉計画において策定すべき事項

1. 市町村障害福祉計画に定める事項

- ① 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ② サービスの種類ごとの必要な見込量の確保の方策
- ③ 地域生活支援事業の実施に関する事項
- ④ その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

2. 都道府県障害福祉計画に定める事項

- ① 区域ごとの各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ② 区域ごとのサービスの種類ごとの必要な見込量の確保の方策
- ③ 区域ごとのサービスの種類ごとに従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- ④ 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ⑤ 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- ⑥ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ⑦ その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

※ 区域は、都道府県が設定

3. 都道府県障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の必要量及び必要入所定員総数について

- 都道府県障害福祉計画においては、障害福祉サービスや障害者支援施設等について適正な整備を図る観点から、必要量や必要入所定員総数を定めるとともに、供給過剰となることが見込まれる等の場合には、指定を行わないこととしている。

なお、都道府県障害福祉計画で定める障害福祉サービス等の必要量及び障害者支援施設の必要入所定員総数の見込み方については、追って基本指針を提示する際に、あわせてお示しする予定。

(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の必要量

障害福祉サービス等のうち、非雇用型の就労継続支援等については、都道府県障害福祉計画で定める必要な量を超えることが見込まれる等の場合には、指定を行わないことができる。

(2) 指定障害者支援施設の指定の上限

障害者支援施設については、障害福祉サービスの種類ごとに都道府県障害福祉計画で定める必要入所定員総数を超えることが見込まれる等の場合には、指定を行わないことができる。

IV 障害福祉計画の策定作業の進め方

- 制度施行以降の予想を上回る支援費の伸び等の状況を踏まえると、早急に、当面3年間（第1期計画期間）の障害福祉サービス等の必要量を的確に見込む必要がある。その作業の一環として、まずは推計の基礎となる現行の障害福祉サービス等の利用実態を正確に把握する必要があることから、平成17年度当初において、市町村ごとの平成16年10月段階のサービス利用実績について、全国共通の手法による調査を行うこととしているところであり、その具体的な内容について、今年度中にお示しする予定。
- 障害福祉計画においては、新たなサービス・事業体系による障害福祉サービス等の必要量を推計することとなるが、新たなサービスや事業体系の具体的な内容については、本年夏頃にお示しする予定であり、推計作業はこれ待つて本格的に進める事となる。その際、
 - ①新たに設けられる障害程度区分ごとの利用者数の見込み
 - ②施設入所や入院から地域生活へと移行する者の見込み
 - ③新たに制度化される就労関連事業を利用する者の見込みなどについて、適切に見込むことが必要であり、こうした作業を進める上での留意事項については、追って基本指針を提示する際に、あわせてお示しする予定。

V 障害者計画等との関係について

- 市町村障害福祉計画は、障害者基本法に規定する市町村障害者計画、社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画、その他障害者等の福祉に関する事項を定める計画と調和が保たれたものでなければならない。

また、都道府県障害福祉計画は、都道府県障害者計画、都道府県地域福祉支援計画、その他障害者等の福祉に関する事項を定める計画と調和が保たれたものとなるとともに、医療法に規定する医療計画と相まって、精神病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- とりわけ、障害者基本法に規定される市町村及び都道府県障害者計画は、障害者に関する施策全般にわたるものであるため、新法においても、市町村及び都道府県は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ障害者基本法に規定する障害者施策推進協議会の意見を聞くこと（市町村にあっては、障害者施策推進協議会を設置している場合に限る。）としているところであり、両計画はできる限り一体的なものとして作成することが望ましい。
- なお、既に策定済若しくは現在策定中の市町村及び都道府県の障害者計画において定められた事項が、障害福祉計画において定めるべき事項と整合性が図られているものである場合には、既に策定若しくは、現在策定中の障害者計画の全部又は一部を障害福祉計画として、取り扱うことができるものとする。

障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)

＜現 行＞

＜新 体 系＞

在
宅
系

ホームヘルプ(身・知・児・精)
デイサービス(身・知・児・精)
ショートステイ(身・知・児・精)
グループホーム(知・精)
重症心身障害児施設(児)
療養施設(身)
更生施設(身・知)
授産施設(身・知・精)
福祉工場(身・知・精)
通園寮(知)
福祉ホーム(身・知・精)
生活訓練施設(精)
小規模通所寮(身・知・精)
小規模作業所(身・知・精)

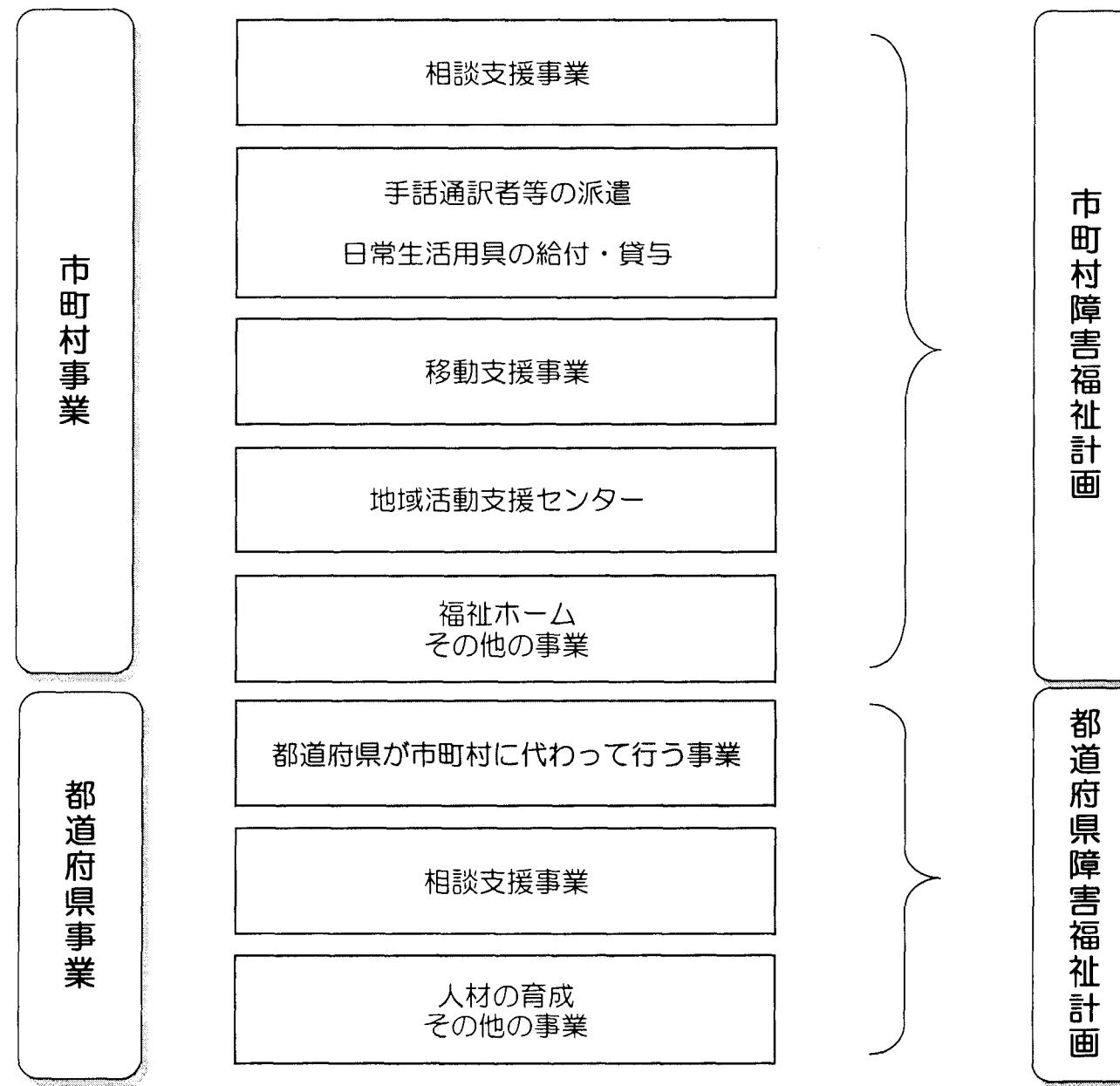
18年10月から 新体系に移行
18年10月から 5ヵ年で新体系 に順次移行

居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与すること。
行動支援	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援。外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。
短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行つ者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要な程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供すること。
児童デイサービス	障害児につき、児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。
療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間ににおいて、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与すること。
生活介護	常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間ににおいて、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創造的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。
施設入所支援	その施設に入所する障害者につき、主として夜間ににおいて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。
共同生活介護 (ケアホーム)	障害者につき、主として夜間ににおいて、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。
自立訓練	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。
就労移行支援	就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間ににおいて、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うこと。

介
護
給
付

訓
練
等
給
付

地域生活支援事業



障害福祉計画のスケジュール (現時点での想定されるもの)

月日	国	都道府県	市町村
17年3月	全国会議において、現行の障害福祉サービスに係る利用の実態把握のために必要な調査の内容やスケジュール等の提示		
4月		全市町村及び都道府県で障害福祉サービスに係る利用の実態把握を実施	
5月		都道府県での集計	
6月	国での集計		
7月頃	新たなサービス・事業体系の基本骨格を提示		
12月末	基本指針(案)の提示		
18年1月～		全市町村及び都道府県において計画策定作業が本格化	
4月頃		新たな事業体系への参入意向調査	
6月頃	国集計		
10月	法施行(計画の策定)		
12月頃	障害保健福祉プラン(仮称)の策定		
平成18年度中 (10月～3月)		全市町村及び都道府県において障害福祉計画の順次策定	